

推定判断表現の多義性^{*})

奥 田 智 樹

0. はじめに

本稿はフランス語の代表的な必然性の表現である *devoir* と *falloir* について、両者の用いられ方の違いを明らかにし、その上で、それぞれが持つ多義性を共通の意味論的枠組みに沿って記述することを目的とする。この2つの語は、多くの辞書や文法書などで類義語として扱われているが、細かく見ていくと意味の広がり方にはかなりのずれがあることに気づかされる。これは、それぞれの語がマークする推定判断構造が全く異質であることの反映に他ならない。また、これらの意味論的記述に当たっては、伝統的な *modalité radicale / épistémique* という2分類法が援用されることが多いが、実際には *falloir* には *épistémicité* は認め難く、*devoir* にはこの2つのいずれにも属さない *modalité* が認められるため、この2分類法は必ずしも適切なものとは言えない。本稿では、この両者の意味の広がり方を独自の新しい枠組みによって捉え、そのことによってそれぞれの推定判断構造の違いをも浮き彫りにしたいと考える。

具体的な用例を議論する上では、RIVIÈRE (1984) と LARREYA (1998) と KRONNING (2001) という3つの先行研究に主に依拠することにする。このうち RIVIÈRE (1984) と LARREYA (1998) は、フランス語と英語の間の翻訳をテーマとしたものであり、RIVIÈRE (1984) はフランス語から英語への翻訳を、LARREYA (1998) はそれを踏まえた上で、逆に英語からフランス語への翻訳を扱っている。これらは、*devoir* と *falloir* の特質について、英語の対応表現との対照という観点から示唆を与えてくれるものである。また、3つ目の KRONNING (2001) は、フランス語の *devoir* を扱ったものだが、*devoir* の持つ *modalité radicale / épistémique* のいずれにも当てはまらない第3の *modalité (aléthique)* を認める必要性について論じており、本稿の主旨と合致している。

本稿の全体の構成を述べれば次のようになる。まず第1節ではこれら3つの先行研究における *modalité* の分類の仕方を概観し、それぞれの対応付けを行う。その上で、その中から第2節では *modalité radicale* を、第3節では *modalité implicative* を、第4節では *modalité aléthique* を取り上げて詳しく検討する。そしてそれらを踏まえて、第5節で *devoir* と *falloir* の両者に有用な *modalité* の捉え方に関する仮説的見解を提示する

ことにする。Devoirに認められる modalité épistémique は、falloir との対比を論ずる上では重要と思われないので、本稿での直接の考察の対象とはしない。

1. 先行研究における modalité の分類

まず、本稿が依拠する3つの先行研究において devoir と falloir の多義性がどのように説明されているかを対比しながら検討したい。これらの研究はいずれも独自の modalité の分類をしているが、次の表はその modalité を内容的に対処させることを試みたものである。

RIVIÈRE(1984)	→S	prévision	déduction
LARREYA (1998)	mod. radicale	mod. implicative	mod. du degré de probabilité
KRONNING (2001)	mod. déontique	<u>A-FUT ... mod. anankastique</u> mod. aléthique	mod. épistémique

本節では具体的な用例の考察に先立って、まずこの表に見られるそれぞれの先行研究の modalité の分類を確認しておくことにする。

RIVIÈRE (1984) では基本的に devoir に即した意味分類がなされており、例えば次の例文 (1) は (a) ~ (c) の3つの解釈を持つと述べている。

- (1) Jean doit partir ce soir.
- (a) Valeur → S : Contrainte sur le sujet agent de l'énoncé
(英語の John must / has to leave tonight. に相当)
 - (b) Valeur **prévision** : Constatation d'un plan préarrangé
(英語の John is to leave / is leaving tonight. に相当)
 - (c) Valeur de **déduction**
(英語の John must be leaving tonight. に相当) (RIVIÈRE (1984), pp. 7-8)

ここでは、(a) はいわゆる義務や拘束を表わす用法に相当し、(b) はいわゆる未来や予定を表わす用法に相当し、(c) はいわゆる推測や仮定を表わす用法に相当する。

これに対して、LARREYA (1998) では、基本的に英語の must や have to などの側からの意味分類がされており、modalité radicale と modalité implicative と modalité du degré de probabilité という3分類を考えている。このうちの modalité radicale は義務や拘束に相当する意味で明らかと思われるので、ここでは残りの二つ modalité implicative

と modalité du degré de probabilité についての LARREYA の説明を紹介したい。この二つについて、LARREYA はそれぞれ以下のように述べている。

[...] la **modalité de la certitude** (=modalité **implicative**) consiste à affirmer la vérité d'un fait dont on n'a pas une connaissance directe ; on affirme la vérité de ce fait (que j'appellerai *B*) au moyen d'une opération de pensée, en s'appuyant sur un autre fait (ou ensemble de faits), qui est, lui, connu, et que j'appellerai *A*.

Modalité du degré de probabilité : [...] La différence principale avec le cas précédent (= modalité de la certitude) est la suivante : la relation établie entre l'ensemble *A* des faits «connus» et le fait *B* (non connu dans l'absolu) n'est plus une relation «forte» ; par exemple, l'opération mentale par laquelle on relie *A* à *B* dans *He must be at home* est une déduction affaiblie ; dans le cas de *He may be at home*, il s'agit d'une simple conjecture. (LARREYA (1998), pp. 328–329)

LARREYA の説明の特徴は、話し手がすでに知っている事柄 *A* と直接的な知識が得られない事柄 *B* を想定して、この両者の関係で2つの modalité の違いを説明しているということである。その違いについては、*A* と *B* との関係が modalité implicative の場合には「強い」のに対して、modalité du degré de probabilité の場合には「もはや強くない」と述べている。LARREYA が例に出しているのは、次の英語の3つの例文であり、

- (2) He will be at home. $A \Rightarrow B$ (implication)
- (3) He must be at home. $A \approx B$ (déduction affaiblie)
- (4) He may be at home. $A \dashrightarrow B$ (conjecture) (LARREYA (1998), p. 329)

(2) が modalité implicative (implication) に属するのに対して、(3) と (4) は modalité du degré de probabilité に属し、さらにこのうちの (3) は déduction affaiblie に相当するのに対して、(4) は conjecture に相当すると述べている。そして、それぞれの場合の *A* と *B* との関係を、上に掲げた異なる矢印で表している¹⁾。

3つ目の KRONNING (2001) は devoir の意味論分析であり、modalité としては déontique、épistémique の他に aléthique を加えた3分類を考えている。このうちの déontique は義務や拘束に相当する意味であり、épistémique は推測や仮定に相当する意味である。Modalité aléthique については以下の第4節で詳しく述べるが、これは広い意味でのいわゆる必然性に相当し、さらに様々な用法に分類できるものである。上

掲の modalité の対応表では、RIVIÈRE の *prévision* に相当すると思われる A-FUT と、LARREYA の modalité *implicative* にほぼ相当すると思われる modalité *anankastique* の名前だけを挙げておいた。以上のことから、この3つの先行研究における modalité の対応は、大体この表のようになるとと思われる。

この表の中で、*devoir* と *falloir* の意味の違いを検討する上で重要になるのは、左から2番目と3番目の列、すなわち modalité *radicale* (= modalité *déontique*) と KRONNING の分類における modalité *radicale* と modalité *aléthique* と思われるので、以下の節ではこの2つについて詳しく見ていくことにする。

2. modalité *radicale* における *devoir* と *falloir* の用いられ方の違い

この modalité については、*devoir* と *falloir* はほぼ同義語と見なされることが多く、両者の意味の違いがはっきり現れる例を見出すのは難しい。ここでは RIVIÈRE と LARREYA も参照しながら、両者の違いが比較的明確になる場合をいくつか取り上げて、その捉え方を指摘するにとどめたい。

2.1 義務や拘束が話し手から生じたものである場合には *falloir* を用い、外部の状況から生じたものである場合には *devoir* を用いる。

この場合に当てはまる例としては、例えば次のようなものがある。

- (5) a. Le bus *doit* prendre cette route pour aller au village voisin.
 - b. ?*Il faut que* le bus prenne cette route pour aller au village voisin.
 - c. *Il faut que* tu prennes cette route pour aller au village voisin.
- (いずれも筆者による作例)

(5a) のようにバスの運行経路のようなあらかじめ決まった路線を示す場合には *devoir* の方が自然であり、(5c) のように運転する友人に個人的に道順を教えるような場合には *falloir* の方が自然である。

- (6) a. Zut, il pleut! Je *dois* prendre mon parapluie!
- b. Il pleuvra ce soir. Je *dois* prendre mon parapluie.
- c. Il pleut! *Il faut que* je prenne mon parapluie! (いずれも筆者による作例)

(6a) は出かける準備をしているときに窓の外を見て、雨が降っていると気づいたと

きに発する言葉であり、(6b) は出かける前に天気予報を見て今夜雨が降ると知ったときに発する言葉であり、このいずれの場合にも *devoir* の方が自然である。それに対して (6c) は、まさに出かけようとして、一歩外に出てはじめて雨が降っていると気づいたときに発する言葉であり、この場合には *falloir* の方が自然である。(6a) および (6b) では義務や拘束が話し手に及ぶ時点と発話時点の間にずれがあるが、(6c) ではこの2つの時点は同時である。言い換えれば、(6a) や (6b) に比べて (6c) では義務や拘束が話し手にとってよりわが身に差し迫ったものと感じられており、そのため自分自身から生じたものとして捉えていると解釈できる。

この場合に相当する例として RIVIÈRE が掲げているのは次の (7) と (8) である。(非文の判断は RIVIÈRE による。) また、彼はこれらの例について以下のように述べている。

(7) À l'époque, pour aller au marché, *il fallait* prendre le train. (? on *devait*)

(8) *Il fallait* prendre un taxi, voyons. (*Tu *devais*).

Lorsqu'il n'y a que constatation de l'existence d'une contrainte, comme au (7), *devoir* est sans doute possible. Si par contre la contrainte est issue de l'énonciateur, *devoir* est exclu. (RIVIÈRE (1984), pp. 14–15)

しかし、フランス人のインフォーマントによれば (7) や (8) について *devoir* を完全に非文としてしまうのは問題があるようである。(7) において義務を強く表現する場合、(8) において非難を強く述べる場合には *devoir* も可能になるようだ。逆に言えば、これらの例において *falloir* を用いると一般的な、あるいは語気を緩和した表現になる。

一方、LARREYA の掲げる次の例も、この場合に当てはまると考えられる。

(9) A: J'ai trouvé un magasin où ils ont toutes les sortes de batteries.

B: *Tu *dois* me dire où c'est, je n'arrive pas à trouver une batterie de rechange pour mon portable. (LARREYA (1998), p. 332)

LARREYA によれば (9) において *devoir* を用いることは出来ず、その理由はこの場合 *devoir* の意味が *valeur prévision* との混同の恐れがあるからだと言っている。しかし、インフォーマントによれば、この例で *devoir* を用いることは不可能ではなく、例えば A と B が親しい間柄で、例えば B が電池をいたるところで探しても見つからなかったような文脈がある場合には可能だと言う。そういう文脈を設けることは、やはり義務や拘束を外部の状況から生じたものとして解釈できるような場合を想定することに相当する。以上の (5)、(6)、(9) のような例に即して言えば、この 2.1 で述べた *falloir* と

devoir の違いは、falloir を用いる場合にはその義務や拘束の理由を述べる必要がないのに対して、devoir を用いる場合には理由あるいは正当化が必要になる点にある、と言い換えることが出来よう。

2.2 日常語では falloir が普通である。

これは RIVIÈRE の指摘 (p. 14)であり、彼が例として示すのは上に掲げた (7)と (8)である。この傾向にはインフォーマントも同意している。上の 2.1 との関連で言えば、falloir は義務や拘束の理由を述べる必要がないので、特に日常語では話の進展が速くて都合が良いため、好まれやすいのだと理解できる。

RIVIÈRE は devoir と falloir の用いられ方の違いとして、他にも次のような指摘を行っているが、内容と用例を確認するにとどめる。

2.3 Falloir は拘束ではなく忠告を表すことがあり、この場合には devoir と交換できない。

この場合の用例は falloir の現在形のものに限られる。

- (10) *Faut te faire soigner. (*devoir)*
 - (11) *Faut te reposer, mon vieux. (*devoir)*
 - (12) *Si tu ne te plais pas chez tes parents, il faut partir. (*devoir)*
- (RIVIÈRE (1984), pp. 10–11)

2.4 Falloir は、拘束が主体自身の性質によって生じ、主体の抵抗し難い欲動を表す場合にも用いられ、この場合には devoir と交換できない。

RIVIÈRE は falloir が持ち得るこの価値を « *compulsion interne* » と呼んでいる。

- (13) *Il faut que Jean fume ses deux paquets par jour. (*devoir)*
 - (14) *Il faut toujours qu'il se fasse remarquer. (*devoir)*
- (RIVIÈRE (1984), p. 11)

ただし、この場合の falloir の用法を modalité radicale に含めてよいかはやや疑問である。2.3 と 2.4 は、いずれも falloir では話し手が自らの意志で意味効果に差を設けられるという内容であり、2.1 の指摘とある程度通じる部分が認められる。

以上の4つの指摘についてはさらなる分析の余地が多く残されていることは事実だが、devoir と falloir によって表される modalité radicale の違いについて、現段階での一応の

まとめを行えば、「*falloir* では話し手が義務や拘束の根拠が他にあるということを含意せずに述べるのに対して、*devoir* では話し手が義務や拘束の根拠が他にあるということを含意して述べる」のようになろう。

なお、以下では *falloir* と *devoir* の表すこの *modalité radicale* と他の *modalité* との関連について考えていくが、その前に *modalité radicale* について2つの点を確認しておきたい。1つは、*modalité radicale* では明確な主体間モダリティが存在するので、*falloir* については、*il faut* + 不定詞という動作主が表現上に明示されない構文でも、文脈や状況から不定詞の動作主の特定が可能であるということである。例えば上掲の例文(7)では不定詞の動作主は不特定多数の人間であり、例文(8)では聞き手であるが、こういった場合を含めて、*modalité radicale* では動作主の特定が可能である。またもう1つは、*modalité radicale* の場合には、*falloir* についても *devoir* についても、事行は常に現実世界に生起することが想定されており、*factuel* な性質を持つということである。以下では、*falloir* と *devoir* のそれぞれの *modalité* を *factuel* と *notionnel* という軸で考えていきたいと思う。

3. *modalité implicative*

この *modalité* は第1節で紹介したが、LARREYA が必要条件の意味内容を *modalité* の1つに分類してこう呼んでいるものである。彼が示しているのは、次の英語の用例である。

(15) You have to be mad to do that. (LARREYA (1998), p. 335)

フランス語ではこの *modalité* は典型的には *falloir* で表されるが、その場合の基本的な構造は *il faut p pour q* となって、必要条件の前提となる *pour q* を伴う。例えば次のような例がその典型である。この例の *falloir* を *devoir* で書き換えることは出来ない。

(16) (Maigret警視がある男の取調べを行っている場面)

– *Commençons par les banales questions d'identité... Nom, prénom, âge, profession...*

– *Adrien Josset, 40 ans, né à Sète, dans l'Hérault...*

Il fallait le savoir pour découvrir, chez lui, une pointe d'accent méridional.

(SIMENON (1959), p. 17)

しかし、この *pour q* は潜在的に存在していればよく、明示的な要素として現れなくても構わない。例えば次の (17)、(18) のような例がその場合に相当する。

(17) *Il fallait jouer le 9, le 3 et le 5 (sous-entendu : pour gagner le tiercé)*

(LARREYA (1998), p. 336)

(18) (レストランで出されたくせのある料理を残してしまった客に対するウェイターの言葉) *Il faut aimer ça, Monsieur.* (松原 (1979), p. 32)

なお、LARREYA は、この *modalité implicative* と先ほどの *modalité radicale* とを区別するのは難しいことも多いという主旨の次のような指摘をしている。彼がこのことについて示しているのは、その次の例 (19) である。

Dans de nombreux cas, cependant, la modalité implicative est mêlée (à des degrés variables) à une modalité radicale.

(19) You have to be 17 to take your driving test. (= You are not allowed to take the test if you are under 17.) (LARREYA (1998), p. 335)

この例 (19) では、話し手が必要条件を述べていることは事実だが、同時にカッコ内で示したような内容の義務 (より正確には禁止) をも述べていると言える。

Falloir について言えば、*modalité radicale* と *modalité implicative* とを区別するある程度の目安となるのは、*pour q* の有無と動作主の特定可能性だと思われる。*Modalité radicale* では *pour q* を伴わないが、*modalité implicative* については、潜在的なものにせよ *pour q* が認められる必要がある。また、*il faut* + 不定詞 (+ *pour q*) の構文の場合には、*modalité radicale* では、先述のように主体間モダリティが存在するので、動作主を一不特定多数の人間というような場合も含めて一文脈や状況から特定することが可能である。それに対して、*modalité implicative* の (16) ~ (18) のような例は、単に事行と事行の関係 (必要条件) を述べているだけであって、その事行の動作主が実際に存在するかどうかは、話し手の念頭にほとんどないと言える。(特に例 (18) のような場合には、そういった動作主は存在しないとさえ考えているかもしれない。)

だが実際には、特に次の例のように *pour q* が前置される場合には、両者の区別は難しいことが多い。

(20) L'auteur part du célèbre postulat de Jorge Luis Borges : pour pouvoir se souvenir, *il faut* savoir oublier. Sinon, comme le disque dur saturé d'un ordinateur,

on n'enregistrerait plus rien, les événements glisseraient sur nous sans laisser de trace. (Le Monde diplomatique, Août 1998, p.30)

また、il faut que 節 (+ pour q) の構文の場合には、動作主が特定しにくいことが少なくない。例えば次の (21)、(22) のように que 節の中の主語が無生物の場合には特にそうである。こういった例については、modalité implicative としての解釈の方が優勢になる。

- (21) Pour que la photographie d'un objet en mouvement soit nette *il faut que* son image sur la pellicule photo bouge peu pendant la durée d'exposition.
- (22) M. COURTOIS. *Il faut que* le coefficient d'intégration fiscale (CIF) soit clair pour éviter toute fiscalité d'aubaine. On se souvient qu'au moment de sa création, [...] (いずれもGoogle検索)

次の例 (23) ~ (26) のような、いわゆる「推測」を表すとされる falloir はこの modalité implicative に属する。Falloir には devoir が持っているのと同様な modalité épistémique は認め難いと思われる。実際、例 (23) ~ (26) は事行の実現可能性を論じているのではない。

- (23) (冷たい水に飛び込んだ本人の言葉)
Il faut être fou pour se baigner en mai. –SAGAN, Un Certain Sourire, 73
(朝倉 (1986), p. 248)
- (24) *Il faut* être imbécile pour ne pas comprendre cela. (小学館ロベール仏和大事典, imbécile)
- (25) *Il fallait* être Anglais pour inventer le rugby. Qui d'autre aurait pu penser à un ballon ovale? Ecrivain français [Pierre Mac Orlan](Google検索)
- (26) - Oh! Non, Monsieur, il se mettait rarement en colère... *Il fallait qu'il eût* un motif sérieux pour se montrer aussi irritable. (Google検索)

これらの例から分かるように、この用法では pour q が明示される場合には、必ず後置される。またいずれも、何らかのあまり普通でない状況について、やや特殊な事態を原因として考えざるを得ないことを述べている。((23)について朝倉(1986), p. 248では、「pour は結果を表わし、il faut はその原因の推測の表現となる」と説明している。)

この節の最後に、この modalité implicative の場合についての事行の factuel と

notionnel の区別について触れる。この modalité では、il faut + 不定詞 (+ pour q) と il faut que 節 (+ pour q) という構文の違いによって、事行が factuel か notionnel かという区別の現れ方が異なる。Il faut + 不定詞 (+ pour q) の場合に相当するのは、例(16)、(17)、(18)、(23)、(24)、(25) だが、これらにおいては事行は単に pour q が成立するための必要条件というだけで、実現は想定されていないので、事行は notionnel な性質を持つ。唯一事行が factuel な性質を持つのは、(20)、つまり modalité radicale との区別が難しい例のみである。それに対して il faut que 節 (+ pour q) の場合、つまり例(21)、(22)、(26) については、文脈や状況から事行の実現または現実世界における生起が想定されていることが分かるので、いずれも factuel な性質を持つと言える。

4. modalité aléthique

本節では、KRONNING (2001) が devoir において存在を主張している modalité aléthique について考える。この modalité は広範ないわゆる必然性に相当し、様々な性質のものを含む。

ある devoir の用例が modalité aléthique を表しているか否かをチェックするために、KRONNING は次の2つのテストを提示している。例 (27) について言えば、1つは (27) a のように cette obligation で受けることが可能か否か—もし可能であれば、その devoir は modalité déontique を表すことになる—というものであり、もう1つは (27) b のように probablement や sans doute や certainement という副詞を付け加えられるか否か—もし付け加えられれば modalité épistémique を表すことになる—というものである。そしてそのいずれにも当てはまらない場合が modalité aléthique に相当することになる。例 (28)、(28) a、(28) b についても同様である。

(27) Si tu lances une pierre en l'air, elle **doitA retomber**. (Gosselin 1991)

(27) a Si tu lances une pierre en l'air, elle doitA retomber. **Cette obligation...*

(27) b *#Si tu lances une pierre en l'air, elle retombera *probablement (+sans doute +certainement)*).

(28) Tout ce à quoi on réfère **doitA exister**. Appelons cela l'axiome d'existence. (Searle 1969 : 121)

(28) a Tout ce à quoi on réfère doitA exister. Appelons cela (+ **cette obligation*) l'axiome d'existence.

(28) b *#Tout ce à quoi on réfère existe *probablement (+sans doute +certainement)*. Appelons cela l'axiome d'existence.

(いずれもKRONNING (2001), pp. 68–69, ただしKRONNINGによれば、*と#の記号はそれぞれinacceptableとincompatibilité sémantiqueを表す。)

つまり、modalité déontiqueにも épistémiqueにも属さないものが aléthique である、という意味でこれは消去法的なテストである。その結果、KRONNING の modalité aléthique は、かなり多くの下位分類を含む、ある種雑多なものになっている。

ここではまず、最初の modalité の対応表に示した A-FUT (devoir « auxiliaire du futur ») の例を見ることにする。次の (29) は予言の例で、(30) は予定の例であるが、いずれも将来 100% の確率である事行が生起するということを述べている。また、この用法では事行は明らかに factuel であるが、これらを falloir で表すことは出来ない。

(29) [« Prophétie de Syméon »] Syméon les bénit et dit à Marie [...]: Vois! cet enfant **doitA-FUT amener** la chute et le relèvement d'un grand nombre en Israël (Luc 2 : 34, *Bible* 1975)

(30) Shimon Peres [...] est arrivé hier à Paris. Il **doitA-FUT s'entretenir** ce matin à l'Élysée avec le président François Mitterrand, quelques heures avant l'intervention télévisée de ce dernier. (*Le Matin* 17-08-1982 : 9,1)

(いずれもKRONNING (2001), p.74)

一方、最初の表に示した modalité anankastique は、第3節で述べた modalité implicative と同様に必要条件を表すものとして KRONNING が掲げているものだが、この modalité もこの aléthique の1つの場合として考えられている。例えば次のような例である。

(31) Les candidats **doiventA-ANAN** avoir moins de 52 ans au moment de la nomination. (CONTE 1996) (« avoir moins de 52 ans est une condition nécessaire pour être nommé à un poste donné ») のように言い換えることが可能)

(32) D'après le modèle classique, une inférence partant d'une ou plusieurs affirmations descriptives et aboutissant à une affirmation descriptive **doitA-ANAN**, pour être valide, passer par l'intermédiaire d'une affirmation évaluative supplémentaire. (SEARLE 1972 : 238)

(いずれもKRONNING (1996), p. 115)

これらは、場合によっては falloir で書き換え得るのではないかと考えている。

KRONNINGはこの modalité anankastique について、この modalité が義務とは異なるという主旨の、次のような指摘をしている。

La nécessité anankastique n'est pas sans rapport avec l'obligation pratique, car la seconde prémisse de l'inférence pratique présuppose logiquement l'existence d'une proposition anankastique. Elle s'en distingue pourtant parce qu'elle est indépendante de toute volonté ou intention d'un agent *Ag*.

(KRONNING (1996), p. 118)

この modalité anankastique の場合に事行が factuel か notionnel か判断することは難しいと思われるが、この指摘から、modalité radicale に比べれば factuel の度合いが弱いということは言えるのではないかと思う。

以上より、この節で扱った modalité aléthique を表す devoir では、先ほどの A-FUT (« auxiliaire du futur ») の場合を除けば、具体的な個別の事行の実現が想定されているわけではないので、事行は基本的には notionnel な性質を持つと言えよう。

5. devoir と falloir の両者に有用な modalité の捉え方に向けて

以上の議論を踏まえて、最後にこの両者に有用な modalité の捉え方について考えたい。

SWEETSER (1990) は英語の法助動詞の用法分類について、次のように内容領域、認識領域、言語行為領域という3つの領域を考えている。

[...] it seems evident that a modal verb may be interpreted as applying the relevant modality to :

1. the content of the sentence : the real-world event *must* or *may* take place ; (内容領域)
 2. the epistemic entity represented by the sentence : the speaker is forced to, or (not) barred from, *concluding* the truth of the sentence ; (認識領域)
 3. the speech act represented by the sentence : the speaker (or people in general) is forced to, or (not) barred from, *saying* what the sentence says. (言語行為領域)
- (SWEETSER (1990), pp. 72–73)

例えば *may* と *must* に即して述べれば、内容領域に相当する意味は、*John may go. / You must come home by ten.* のような例の場合、つまり「してもよい」とか「しなければ

ばならない」といった許可や義務（いわゆる *déontique* 的な意味）を表す場合である。SWEETSER は、この許可の意味は現実世界に障害物がないことにより、また義務の意味は現実世界に外的な力が働くことによると説明している。また、認識領域に相当する意味は、John *may* be here. / You *must* have been home last night. のような例の場合、つまり「かもしれない」とか「にちがいない」という推論（いわゆる *épistémique* 的な意味）を表す場合である。これは SWEETSER によれば、内容領域における現実世界の障害物が認識領域にメタファー的に写像されることによって生じる、と説明されている。さらに、言語行為領域に相当する意味と言うのは、次の例のような場合、

(33) He *may* be a university professor, but he sure is dumb.

(SWEETSER (1990), p. 70)

(34) “Reagan *must* be a nice guy (as far as the content of the speech is concerned), even if we criticize his policies.”

(= The speech *must* talk about Reagan as if he were a nice guy...)

(*Ibid.*, pp. 71–72)

つまり、敢えて訳すならば「そのように言うことを妨げられない」とか「そのように言っておかなければならない」というような言語行為に関わる内容を表す場合である。これは会話の世界において障害物がないことや力が働くことを表していることになる。

ここで、*falloir* の表す *modalité* (*modalité radicale* と *modalité implicative*) について、この3つの領域への分類を適用することを試みる。この際には、*il faut* + 不定詞と *il faut que* 節の2つの構文を分けて考える必要がある。

まず、*modalité radicale* の例は基本的には全て内容領域に相当すると思われるが、*il faut que* 節の例の一部は言語行為領域に相当すると思われる。*Il faut* + 不定詞の例にはすでに見た (7)、(8)、(10)、(11)、(12) の他に、次の (35) のようなものがある。

(35) Selon le journaliste péruvien Gustavo Gorriti, « *il faut* appeler les choses par leur nom, le régime de M. Fujimori est une dictature ». (*Le Monde diplomatique*, Juillet 1998, p. 28)

一方、*il faut que* 節の例にはすでに見た (5c)、(6c) の他に次の (36) のようなものがある。これらはいずれも動作主が特定可能で、義務を表すと見なせる。

(36) Je suis désolé de vous importuner, mais *il faut que* je fasse mon métier et

j'ai quelques questions à vous poser. (SIMENON (1956), p. 94)

ただ、il faut que 節の例の中でも次の (37)、(38) ((13)、(14) を再掲したもの) のようなものは、RIVIÈRE は拘束が主体自身の性質によって生じる場合と説明しているが、言語行為に関わる内容を表すものとして、言語行為領域に相当するのではないかと考える。実際この場合には il faut que... = il faut dire que... という glose が可能である。

(37) (= (13)) *Il faut que* Jean fume ses deux paquets par jour.

(38) (= (14)) *Il faut* toujours qu'il se fasse remarquer.

(RIVIÈRE (1984), p. 11)

また、次の (39) のような例も、話し手自身の事行の捉え方が問題になっているので、言語行為に関わるものとして言語行為領域に含めてよいのではないかと考える。

(39) *Il a fallu* qu'il me téléphone pendant que j'étais dans mon bain.

(PICOCHÉ (1995), p. 143)

なお、ここでもう一度指摘しておきたいのは、modalité radicale の場合には、事行は常に現実世界に生起することが想定されており、factuel な性質を持つということである。

次に modalité implicative について考える。この modalité については第3節で述べたように、il faut + 不定詞の場合には、modalité radicale との区別が難しい (20) のような例でのみ事行は factuel な性質を持ち、それ以外の例では事行は notionnel な性質を持っていた。このうち、factuel な性質を持つ例は内容領域に相当すると考えられるが、notionnel な性質を持つ例は3つの領域のいずれに相当するとも言い難いと思われる。((23)、(24)、(25) は推論を表しているのではない。) 一方、il faut que 節の場合には、事行は常に factuel な性質を持っていた。この il faut que 節の例は、全て内容領域と認識領域のいずれかに相当すると考えられる。内容領域の例のうち、(21)、(22) は動作主が特定しにくいものであったが、次の (40) は動作主が特定可能なものである。

(40) Il (=Zidane) aimait jouer au foot et cassait les lustres de la maison. Il passait son temps avec le ballon et ne s'arrêtait jamais. [...] *Il fallait que* je me mette en colère pour qu'il monte. (Google検索)

認識領域に相当するのは、先述のいわゆる「推測」を表す (26) や次の (41) のよう

な例である。

- (41) Comment Janvier avait-il obtenu de se rendre à Cannes par avion ? *Il fallait qu'on attache une importance exceptionnelle à cette affaire pour délier ainsi les cordons de la bourse.* (SIMENON (1957), p. 108)

ここで改めて確認しておきたいのは、ここで SWEETSER による 3 分類を試みた falloir の例では、全て事行は実現が想定されている factuel な性質を持つということである。事行が notionnel な性質を持つ例 (16)、(17)、(18)、(23)、(24)、(25) は、この 3 領域のいずれに属するとも言い難いと思われる。

ここで devoir についても考え直すことにする。SWEETSER は英語の must や have to について義務や拘束の意味は内容領域に、推論の意味は認識領域に属するとしているので、devoir についてもそれとの類推から、modalité radicale は内容領域に、modalité épistémique は認識領域に属すると考えてよいと思われる。また、devoir の modalité radicale と modalité épistémique の例では、いずれも事行は factuel な性質を持つ。しかし、modalité aléthique についてはこの 3 領域への分類にはあまりなじまないのではなかろうか。「なじまない」というやや曖昧な言い方をせざるを得ないのは、特に A-FUT (« auxiliaire du futur ») のような factuel な性質を持つ例の扱いについて、筆者自身の結論がまだ出ていないからである。問題となるのは、この A-FUT のような例は、3 領域のいずれにも相当しないと考えるべきなのか、認識領域に相当すると考えるべきなのかという点である。ただ、「予言」とか「予定」というのは、本来の modalité épistémique、つまり推論に基づく判断とは異なると考えるので、一応認識領域とは別である、つまりこの場合は 3 領域のいずれにも相当しないと考えておく。それ以外の、明らかに事行が notionnel な性質を持つ例については、ほぼ問題なく、3 領域のいずれにも属さないということが言えると思う。

実際、SWEETSER 自身は以下のように述べて、自然言語の意味論において modalité aléthique を取り上げることに反対している。

I am fully in agreement with Palmer (1986) when he says that the so-called *alethic* modalities of abstract necessity and possibility (however useful in formal logic) play a negligible role in natural-language semantics.
(SWEETSER (1990), pp. 58–59)

従って、SWEETSER 自身は内容領域、認識領域、言語行為領域という区別を考えた

ときに、*modalité aléthique* は念頭に置いていなかったことが分かる。

以上のことから、本稿の結論として以下の仮説的見解を提示したい。

[仮説的見解]

SWEETSER の提案する内容領域、認識領域、言語行為領域の間のメタファー的な写像は、事行が *factuel* な性質を持つ場合にのみ可能である。事行が *notionnel* な性質を持つ場合には、この写像とは異質なものと捉えられるべきである。

この仮説的見解に即して、これまで *falloir* と *devoir* について見てきたことを整理すると、次のようになる。

(a) *il faut* + 不定詞 (+ *pour q*) : 内容領域

modalité radicale と *modalité implicative* の一部 (*modalité radicale* に近い性質を持つもの) において事行は *factuel* な性質を持ち、このいずれの例も内容領域に属する。

(b) *il faut que* 節 (+ *pour q*) : 内容領域 → 認識領域 → 言語行為領域

modalité radicale と *modalité implicative* の全ての例において事行は *factuel* な性質を持ち、3領域のいずれについてもそれに属する例が存在する。

(c) *devoir* : 内容領域 → 認識領域 (→ 言語行為領域?)

modalité radicale の例は内容領域に、*modalité épistémique* の例は認識領域に属する。

これらの中では、特に (a) *il faut* + 不定詞 (+ *pour q*) と (b) *il faut que* 節 (+ *pour q*) の間に、3領域間の写像の広がり方において明確な違いがある点が注目されよう。また(c) *devoir* の言語行為領域については、実際の例が存在するかどうかをまだ確認しておらず、英語の *must* との類推の域を出ていないため、現段階では?付きにせざるを得なかった。

6. 結語

本稿では、3つの先行研究に依拠して *modalité* の分類を問い直すことから始め、それに基づいて *devoir* と *falloir* の意味の違いを考察した。その結果、この両者は *modalité radicale* 以外の部分では、表し得る *modalité* そのものが全く異なることが明らかになった。特に *modalité implicative* は *falloir* に固有のものとして、また *modalité aléthique* は基本的には *devoir* に固有なものとして認められる *modalité* であった。そしてさらに、

SWEETSER を援用してそれぞれの意味の広がり方を共通の理論的枠組みで記述することを試み、そのことによって、*factuel* と *notionnel* という観点から共通の特徴としての仮説的見解を抽出することが出来た。

とは言え、本稿において残されている問題は多い。まず、仮説的見解では事行が *notionnel* な性質を持つ場合は、*factuel* な性質を持つ場合とは「異質なものとして捉えられるべきである」と述べたが、「異質なものとして捉えるべき」であるなら、具体的に *notionnel* な場合を *factuel* な場合との関連においてどう位置づけるべきなのかということ を明らかにしなければならない。特に *modalité aléthique* を *factuel* と *notionnel* という観点から、どう扱うべきなのかを厳密に検討しなければならない。また、本稿の結論である仮説的見解は SWEETSER による内容領域、認識領域、言語行為領域という 3 領域への分類可能性に制限を加えるものである。ただ、SWEETSER の理論的枠組みそのものが他の言語への適用の可能性を強く感じさせるものである以上、この仮説的見解もフランス語や英語以外の言語の対応表現による傍証を得られるかどうか確かめなければならない。特に、日本語のような全く典型的に異なる言語に本稿の分析を適用できれば、仮説的見解はさらに補強され、より一般化することが許されるだろう。それらは今後の課題である。

注

*) 本稿は、2004 年 9 月 25 日に東京大学で開催された日本フランス語学会第 219 回例会で、筆者が「推定判断表現の多義性」という題目で行った発表の内容をまとめたものである。同会で貴重なコメントをくださった諸氏に感謝したい。また、名古屋大学外国人教師の Jean-Luc PAGÈS 氏にはフランス人インフォーマントとして熱心にご協力いただいた。あわせてお礼申し上げます。

1) LARREYA (1998) は論文の最後に、自らの *modalité* の分類に基づいて、英語の *must*、*have to* およびフランス語の *devoir*、*falloir* の用法の違いを次のような表 (p.341) にまとめている。

	Modalité radicale	Modalité implicative	Modalité du probable
Anglais	MUST / HAVE TO	HAVE TO	MUST
Français	FALLOIR	FALLOIR	DEVOIR

そして、この表を参照しながら、以下のような指摘を行っている。

On voit que la répartition des rôles sémantiques est assez différente dans les deux langues, avec cependant une constante : il y a une coupure assez nette, en ce qui concerne les formes, entre les deux dernières colonnes, autrement dit entre la modalité implicative et la modalité du degré de

probabilité. (p. 341)

On peut observer qu'en revanche il n'y a pas de rupture nette entre la deuxième et la troisième colonne (autrement dit entre la modalité radicale et la modalité implicative) : la continuité est assurée par HAVE TO en anglais, par FALLOIR en français. (p. 342)

すなわちLARREYAによれば、modalité implicativeとmodalité du probableの間には英語とフランス語に共通する形の上での明確な切れ目があるが、modalité radicaleとmodalité implicativeの間にはそれほど明確な切れ目はなく、ひとまとめに捉えることができる、ということになる。

例文の出典

Google検索

Le Monde diplomatique sur CD-ROM 1984-1998

SIMENON, G. (1956) : *Un échec de MAIGRET*, Presses de la cité, Paris.

SIMENON, G. (1957) : *MAIGRET s'amuse*, Presses de la cité, Paris.

SIMENON, G. (1959) : *Une confidence de MAIGRET*, Presses de la cité, Paris.

参考文献

KRONNING, H. (1996) : *Modalité cognition et polysémie : sémantique du verbe modal devoir*, Uppsala (Studia Romanica Upsaliensia 54)

KRONNING, H. (2001) : « Pour une tripartition des emplois du modal *devoir* », *Cahiers Chronos 8, Les verbes modaux*, Rodopi, pp.67-84.

LARREYA, P. (1998) : « *Must, have to* et leurs équivalents français », *Recherches en linguistique étrangère*, 29, pp. 325-343.

PICOCHÉ, J. (1995) : « Le signifié de puissance de *devoir, pouvoir et falloir* », *Études de lexicologie et dialectologie*, rassemblées par Nelly Andrieux-Reix et Geneviève, Paris, pp. 139-144.

RIVIÈRE, C. (1984) : « Les équivalents anglais de *devoir* et *falloir* », dans *Cahiers Charles V*, No 6, *Linguistique comparée et traduction : le statut modal de l'énoncé*, sous la direction de J. Guillemin-Flescher, pp. 7-26. Paris : Institut d'anglais Charles V et Université Paris VII.

SWEETSER, E. (1990) : *From etymology to pragmatics, Metaphorical and cultural aspects of semantic structure*, Cambridge University Press. (邦訳:『認知意味論の展開—語源学から語用論まで—』澤田治美訳, 研究社, 2000)

朝倉季雄(1986):『フランス文法ノート 一基本語の用法一』, 白水社

松原秀一(1979):『危ない話 一続ことばの背景一』, 白水社